

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
令和8年2月25日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2500197 号  
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 2500008 号

## 第 1 結論

昭和 62 年\*月から平成 2 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 62 年\*月から平成 2 年 3 月まで

両親は、私の将来の年金額が高くなるのであればという考えから、請求期間の国民年金保険料を納付した話を何度もしていた。

しかしながら、年金記録では、請求期間の国民年金保険料を納付した記録がないので、保険料納付済期間に認めてほしい。

また、両親が生きていた 10 年程前に、この件で A 年金事務所へ問い合わせをした際に、年金を受け取る時期が近くなったら再度問い合わせをするように言われたので、今回申し出た。

## 第 3 判断の理由

請求者は、請求者が 20 歳に到達した昭和 62 年頃、両親が請求者の国民年金の加入手続きを行い、両親の住所地である B 郡 C 町（現在は D 市）の E 自治会の集金担当者に、請求者の国民年金保険料を納付した旨主張しているところ、請求者が提出した大学の卒業証書の写しによると、請求者は、平成 2 年 3 月に卒業していることから、請求期間当時、請求者は大学生であったことが確認できる。

一方、学生が国民年金に強制加入とされたのは平成 3 年 4 月 1 日からであり、それよりも前は任意加入とされており、20 歳以上の大学生が国民年金に加入するためには、都道府県知事（窓口は住所地の市区町村役場）へ加入の申出を行う必要があり、また、国民年金に加入した際は、年金記録を管理するために国民年金の記号番号が払い出されていたところである。

また、任意加入とされていた 20 歳以上の大学生は、制度上、国民年金に遡って加入することはできないことから、加入の申出を行った日から任意加入することとなる。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者が所持する年金手帳に記載されている国民年金の記号番号（\*）は、平成 4 年 3 月 11 日に払い出されていることが確認でき、同手帳に記載されている「初めて上記被保険者となった日」は、両親が国民年金の加入手続きを行ったとする昭和 62 年頃ではなく、平成 4 年 1 月 28 日とされており、オンライン記録及び D 市が提出した国民年金に係る資格情報に記録されている資格取得年月日と一致している。

また、請求者の主張どおり、請求期間に係る国民年金保険料を納付するためには、前述の年金手帳に記載されている国民年金の記号番号（\*）とは別の記号番号の払出しが必要となるが、日本年金機構において、請求者に対する別の記号番号の払出しは確認できず、当局においても、社会保険オンラインシステムによる旧姓を含めた複数の読み方で氏名検索を行ったものの、請

求者に対して別の国民年金の記号番号が払い出された形跡はないことから、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、請求期間に係る国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、請求者が主張する前述のE自治会について、D市は、E自治会は存在していたが、記録が残っておらず集金業務については不明である旨回答している。

加えて、D市は、請求期間当時にF市に住所を定めていた請求者に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付をC町において行うことができたか否かについては不明である旨回答しており、F市は、同市に住所を定めていた者の国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付が県外において可能であったか否かは、当時の資料を保管していないため不明である旨回答していることから、請求者が主張する方法で両親が国民年金保険料を支払っていたことを確認することができない。

また、請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付について、請求者は直接関与しておらず、これらを行ったとする両親は既に亡くなっていることから、具体的な陳述を得ることができない。

このほか、請求者及び請求者の両親が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2500198 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2500024 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 17 年 7 月 1 日から平成 20 年 4 月 1 日まで  
前回、A 社に勤務していた期間のうち、請求期間については、標準報酬月額が低い額となっていたので、訂正してほしい旨の訂正請求を行ったが、訂正は認められないとする通知を受けた。  
今回、新たに請求期間に係る源泉徴収票が見つかったので、再度、請求期間について調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者の請求期間に係る前回の訂正請求については、i) A 社の閉鎖事項全部証明書によると、同社は既に破産しているところ、オンライン記録によると、同社は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、請求期間の一部において同社の代表取締役であった者は死亡している上、同社の破産手続開始前に代表取締役であった者及び破産管財人は、貸金台帳等の資料を保管していない旨回答していること、ii) 日本年金機構が保管する平成 17 年 7 月の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届及び平成 18 年の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届総括表に氏名が押印されている社会保険労務士が所属していたとする事務所は、当該社会保険労務士は亡くなっており、当時の資料は何も保管していない旨回答しており、平成 19 年の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び同総括表に氏名が押印されている社会保険労務士も、同算定基礎届の作成及び提出は行ったと思われるものの、請求者の報酬月額をどのように確認したかについては資料が残っていないため不明である旨回答していること、iii) A 社から税務に係る事務を同社が倒産する 2、3 年前まで受託していたとする税理士は、顧問契約解除から 10 年以上経過しているため、源泉徴収簿等の資料を保管していない旨回答しており、請求者自身も請求期間に係る給与明細書等を所持していないことなどから、既に令和 7 年 10 月 15 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする九州厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は、新たな資料として平成 16 年分から平成 20 年分までの給与所得の源泉徴収票を提出し、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、当該源泉徴収票により確認できる請求期間を含む年間の給与支払金額及び社会保険料等の金額は、請求期間においてオンライン記録の標準報酬月額 (14 万 2,000 円) を上回る報酬の支払い及び請求期間の一部においてオンライン記録の標準報酬月額を上回る標準

報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていた可能性がうかがえるものの、請求期間における各月の給与支給総額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認することができない。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。